十円又は二万八千三百円」を「五万六千七百九十円、四万二千五百九十円又は二万八千四百円」に改め、同条第四項中「十万四千二百九十円、七万八千二百二十円又は五万二千百五十円」を「十万四千五百七十円、七万八千四百三十円又は五万二千二百九十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年三月以前の月に係る労働者災害補償保険法による介護補償給付及び介護給付の額並びに労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第七条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法による介護料の金額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十二号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第二項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部を改正する省令

（平成二十一年厚生労働省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二第一項第一号イ中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に改め、同号ロ及びハ中「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に改め、同条第二項中「十万四千二百九十円」を「十万四千五百七十円」に、「五万二千百五十円」を「五万二千二百九十円」に、「五万六千六百円」を「五万六千七百九十円」に、「二万八千三百円」を「二万八千四百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第一条の二第一項第一号（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この省令の施行の日以後に受けた介護に係る介護料の額の算定について適用し、同日前に受けた介護に係る介護料の額の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第七十三号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第六十六号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

子ども・子育て支援法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第二十号中「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に、「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

様式第二十七号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第八号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

様式第十五号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

（労働基準法施行規則の一部改正）

第三条　労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項に次の一号を加える。

三　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者（同条第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下この号において同じ。）として保育を行う者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除く。）

（栄養士法施行規則の一部改正）

第四条　栄養士法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三号中「各種学校」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

（社会福祉法施行規則の一部改正）

第五条　社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、同号ト中「保育所（」の下に「都道府県及び市町村が設置したもの並びに」を加え、「第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所」を「第二条第六項に規定する認定こども園（保育所であるものに限る。）」に改め、同号トを同号チとし、同号ヘを同号トとし、同号ト の前に次のように加える。

ヘ　子育て援助活動事業

附則に次の一項を加える。

7　法人がその設置する幼保連携施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第三条第一項に規定する幼保連携施設に限る。）について同項の規定により同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた場合における第四条第一項の規定の適用については、同項中「次のとおり」とあるのは、「法第三十一条第一項第一号から第三号まで及び第十号に掲げる事項のほか、次のとおり」とする。

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第六条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

様式第三十一号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に、「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改める。

様式第三十六号中「厚生労働省所管」を「内閣府及び厚生労働省所管」に改める。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

第七条　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号ロ中「在学し」の下に「、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所（次号ロにおいて「保育所」という。）若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（次号ロにおいて「幼保連携型認定こども園」という。）に通い」を加え、同条第二号ロ中「在学し」の下に「、保育所若しくは幼保連携型認定こども園に通い」を加える。